

第4回 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議

日 時：令和6年12月2日（月） 午後2時～午後4時

会 場：京都市役所分庁舎4階 第4・5・6会議室

会議次第

- 1 開会挨拶、委員紹介＜資料1＞
- 2 情報共有（国の動向及び他都市状況等）＜資料2・3・4＞
- 3 今後の予定＜資料5＞
- 4 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」について意見交換＜資料6＞
- 5 閉会

＜資料＞

- 資料1 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議 委員名簿
- 資料2 国・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）
- 資料3 他都市状況
- 資料4 本市の中学校休日運動部活動における実践研究事業（令和6年12月現在）
- 資料5 今後の予定
- 資料6 京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）

＜参考資料＞

- 参考資料1 中学校部活動の現状と取組
- 参考資料2 京都市内における地域スポーツ団体の現状
- 参考資料3 スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」概要及び本冊
- 参考資料4 第3回 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議 摘録

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議 委員名簿

分野等	氏名	所属・役職等
学識 経験者	松永 敬子 ＜座長＞	龍谷大学経営学部教授（スポーツサイエンスコース委員長）
	長積 仁 ＜副座長＞	立命館大学スポーツ健康科学部教授
スポーツ 関係団体	橋本 雅子	一般社団法人京都府バスケットボール協会理事
	安川 達彦	一般財団法人京都陸上競技協会強化普及部U15担当
	稲葉 弘和	京都市スポーツ少年団本部長
	吉田 享司	京都市スポーツ推進委員会委員長
	竹谷 良一	京都市体育振興会連合会副会長
	春田佳世子	京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 乙訓・京都市ブロック副代表
	武田 淳	公益財団法人京都市スポーツ協会専務理事
	比護 信子	公益財団法人京都府スポーツ協会事務局次長
文化芸術 関係団体	山崎 直人	京都府吹奏楽連盟事務局長
	石田 洋也	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団専務理事
	竹内 香織	公益財団法人京都市芸術文化協会事業課長
学校・ 保護者	野川 晋司	京都市中学校体育連盟会長
	山口 基之	京都市立中学校教育研究会吹奏楽部会会長
	吉川 康浩	京都市立中学校長会長
	林 春奈	京都市立中学校 PTA 連絡協議会役員

(分野別団体名五十音順、敬称略)

※委員任期：令和8年1月28日まで

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
 - 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更
- ※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和 5 年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和 7 年度末又は 8 年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）②

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとられない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※ 民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえて、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

No.	都市名	内容(方向性)	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1	札幌市	・国や他都市の動向を踏まえながら、地域移行・地域連携の方針を決定。 ・令和8年度以降、部活動地域移行を段階的に実施。	休日									
			平日									
2	仙台市	・令和7年度中に推進計画を策定する予定。	休日									
			平日									
3	さいたま市		休日									
			平日									
4	千葉市	・令和8年度の夏季から、休日の部活動を地域クラブ活動として活動する計画。	休日	(実証事業を実施) →		(R8.夏季 休日部活動完全地域移行)						
			平日	(平日は、引き続き部活動として顧問の先生の指導の下、活動)								
5	横浜市		休日									
			平日									
6	川崎市	・令和6年度末に川崎市立中学校のこれからの部活動指針(案)の作成予定。	休日									
			平日									
7	相模原市		休日									
			平日									
8	新潟市	・令和8年4月からは、休日の部活動は行わない。 ・平日は学校判断とし、実施する場合は最長16:45まで(教員の勤務時間内)。	休日			(R8.4完全移行)						
			平日	(学校判断)								
9	静岡市	・令和6年度シズカツの実証事業を数校で実施。 ・令和8年度夏、全ての学校で休日の部活動を終了。シズカツを全市展開。	休日	(順次拡大) →			(R8.8全市展開)					
			平日	(学校の実情による)								
10	浜松市	・8年9月を目標に地域クラブ活動への移行が進められるように、8年8月までを改革推進期間とし、地域の実情に応じてできるところから地域移行を進めていく。	休日			(R8.9以降に随時移行)						
			平日	(まずは休日の部活動から段階的に地域移行。休日の部活動ともにできるところから取り組む。)								

No.	都市名	内容(方向性)	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
11	名古屋市	・令和7年10月から、休日の部活動を見直し、活動は大会参加時のみとする。これに併せ、学校施設を開放し、様々な主体による地域クラブ活動を誘致する。令和6年10月から、平日の部活動を見直し、10月～3月の活動は、週4日×1.5時間とする。	休日			(R7.10から休日の部活動を見直し、活動は大会参加時のみとする)						
			平日	(当面は活動時間・日数の見直しに加え、外部人材の拡充等により、教員の負担軽減と指導者の育成を図る)								
12	大阪市	・令和6年度 4拠点でモデル研究の実施。 ・令和7年度 今後の方向性について検討。	休日									
			平日									
13	堺市	・令和6年10月 部活動地域連携・地域移行の取組状況報告書作成。 ・目指す方向性(R8～R12)として、平日は地域連携のさらなる推進、休日は地域移行の開始&推進(R7までモデル事業等実施)	休日									
			平日									
14	神戸市	・令和8年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動(KOBE◆KATSU(コベカツ))」への完全移行を目指す。	休日			(R8年度完全移行)						
			平日			(R8年度完全移行)						
15	岡山市	・11年度の休日部活動の完全地域移行を目指す。 ・国の提言及びガイドラインの内容を踏まえ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行する。	休日						(R11年度完全移行)			
			平日	(平日の地域移行も視野に入れ、できるところから取り組む。)								
16	広島市	・各地域の実情等に合わせて段階的に休日の部活動を地域へ完全移行。	休日									
			平日									
17	北九州市	・地域移行については、まずは休日から開始。 ・3年を目途に段階的に地域の活動へと移行。	休日	(3年間で段階的に移行)→			(令和9年度全市へ拡充)					
			平日	(まずは休日から開始)								
18	福岡市	・令和8年度以降、当面は学校部活動の地域連携を推進。	休日									
			平日									
19	熊本市	・教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、学校部活動は今後も継続させる。令和9年度(2027年度)からの新たな学校部活動の開始を目指す。	休日	(学校部活動は今後も継続)								
			平日	(学校部活動は今後も継続)								

20	京都府	・令和８年度以降、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。	休日			(R8年度以降、更なる部活動改革を推進)			
			平日	(休日の次のステップとして平日の構築に取り組むことを基本とする)					

上記の内容は、各都市において公表されている情報を元に本市において整理したもの。未確定の内容も含まれている。

各指定都市等の方向性

	千葉市	新潟市	川崎市
推進計画／答申	推進計画（令和5年8月）	推進計画未策定	推進計画未策定
休日部活動の地域移行の方向性	・令和8年度の夏季から、休日の部活動を地域クラブ活動として活動する計画。 ・現在学校に設置されている部活動の休日に行う活動を「地域クラブ活動」として活動。	・令和8年4月からは、休日の部活動は行わない。	令和6年度末に川崎市立中学校のこれからの部活動指針(案)の策定予定
平日部活動の地域移行の方向性	・平日は、引き続き部活動として顧問の先生の指導の下、活動。	・将来的に部活動は、平日・休日問わず地域活動になる。	
将来像			
方向性 (その他)	【指導者確保及び質の保障】 ・競技歴や指導歴のある指導者を募り、地域クラブでの指導に関する研修を実施後派遣。	【受け皿団体リストの作成】 ・地域運動活動・文化活動の団体リストを作成し、生徒の選択肢を可視化する。	
		【施設の有効活用】 ・令和8年度から、平日は17時以降、休日は終日、学校施設を地域に開放する。	

上記の内容は、各都市において公表されている情報を元に本市において整理したもの。未確定の内容も含まれている。

	静岡市	浜松市	名古屋市
推進計画／答申	推進計画未策定	推進計画(令和5年5月)	推進計画(令和6年3月)
休日部活動の地域移行の方向性	・8年8月、部活動に代わる地域クラブ活動「シズカツ」(※)を休日において全市展開することを目指す。 ※シズカツとは ・近隣2～5校程度を一つのエリアとするエリア制クラブ活動(市の事業で、指導者は市民コーチや教員等) ・令和6年度シズカツの実証事業を数校で実施。 ・令和8年度夏、全ての学校で休日の部活動を終了。シズカツを全市展開。	・8年9月を目標に地域クラブ活動への移行が進められるように、8年8月までを改革推進期間とし、地域の実情に応じてできるところから地域移行を進めていく。 (令和8年度9月以降、休日のクラブ活動を地域クラブ活動に随時移行)	・令和6年10月から、部活動の活動基準を段階的に見直し、令和7年10月からは大会参加等を除いた休日の部活動は行わない。 ・令和7年10月以降の休日の活動は、部活動との連続性はなくなる。地域の大小さまざまな任意団体・事業者等により、部活動と異なる「地域団体の多様な任意活動(地域クラブ活動)」が生徒に提供されて自由に選択ができるよう、活動環境の整備を進める。
平日部活動の地域移行の方向性			・活動時間の見直しを行いながら、平日の部活動は継続。
将来像		持続可能で、スポーツ文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する。	
方向性 (その他)	【多様な志向を持つ生徒への対応】 シズカツでは、現在のエリアにある部活動を中心に、安全性や子どもたちのニーズを元に設置種目を検討。 (部活動になかった新種目のクラブや複数種目が経験できるクラブなどの設置も考えられる)	【実施体制】 ・学校教育部や市民部(文化振興担当)、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる地域クラブ活動協議会を令和5年度に設置し、持続可能で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する、具体的な方策を検討する。	【運営団体・実施主体】 ・地域クラブ活動の実施主体となる団体等の充実に向けた調査。 ・地域クラブ活動の内容を多数掲載し、生徒が申込みできるプラットフォーム(特設ウェブサイト)の構築。
	【エリア制】 ・シズカツの前段階として、部活動のチームを「学校単位からエリア単位」へ編成する取組を各学校の実情に応じて進める(エリア制部活動)。	【運営団体・実施主体】 ・生徒が安心して活動できる環境を整備することが重要であり、運営団体・実施主体となる団体の整備充実や保護者・学校・地域の連携が必要不可欠である。地域の実情を把握した上で、既存の環境を生かしつつ、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術等に親しむ多様な活動を支援する。	【施設の有効活用】 ・地域クラブ活動の実施主体となる団体等に中学校施設を開放する制度の設計。
		【指導者確保(人材バンク等)】 ・地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、学校運営協議会から意見を聴取する。 ・地域クラブ活動とのマッチングシステムの導入を検討するほか、人材バンク等の仕組みづくりを進める。	
		【指導者の質の保障】 ・指導者については、人材バンクを通じた登録制とし、登録基準等について検討する。 ・質の保障という観点から、それを補完する研修等の実施について検討する。 ・生徒からの相談窓口を設置する。	
		【施設の有効活用】 ・学校施設の利用に関しては、地域移行に協力しようとするスポーツ・文化芸術団体等が優先的に利用できるものとする。 ・利用の際に発生する事務負担等、直接、教師等に負担がかからないよう、キーレス等の環境整備を進めるとともに、利用実態に則した学校施設の環境整備を進める。 ・活動を行う団体等が、学校施設、社会教育施設をはじめとするスポーツ施設や文化施設等を利用する場合の経費等の負担軽減や利用しやすい環境づくりについての支援策を検討する。	
		【経済的に困窮する生徒への支援】 ・経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。 ・学校部活動の地域移行などの変革期において、地域の生徒たちを応援するため、企業や地元出身のスポーツ選手や文化人などから協力が得られることも期待できるため、今後のジュニアスポーツの支援体制づくりと並行し、基金や協力資金の受け入れ方について検討する。	

	神戸市	岡山市	北九州市
推進計画／答申	推進計画未策定	推進計画(令和5年3月)	協議会 中間まとめ(令和5年12月)
休日部活動の地域移行の方向性	・令和8年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動(KOBE◆KATSU(コベカツ))」※への完全移行を目指す。 ※KOBE◆KATSU(コベカツ)とは ・地域のスポーツ団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供。 ・活動団体は登録制とし。教育委員会が公募し、審査を行った上で登録。 ・「KOBE◆KATSU」の各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として各家庭にご負担いただく予定。	・11年度の休日部活動の完全地域移行を目指す。 ・国の提言及びガイドラインの内容を踏まえ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行する。	・地域移行については、まずは休日から開始 ・3年を目途に段階的に地域の活動へと移行 - R7:月に1回の土日は完全休養 - R8:月に2回の土日は完全休養 - R9:中体連の大会のみ活動 ・最終的には、学校部活動から地域クラブ活動等に移行
平日部活動の地域移行の方向性	・令和8年度より平日も完全移行を目指す。	・平日の地域移行も視野に入れ、できるところから取り組む。	
将来像	・神戸総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域の幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供する。 ・子供たちは学校の枠を越えて、自身が「やりたいこと」を選んで活動する。 ・子供たちが活動の主役となり、大人が一方向的に勝利至上を押し付けない。	地域移行の目標は「子どもが、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験をする機会を確保するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。」	・R6年度も引き続き、協議会を実施。 ・改革の方向性は、①拠点校型(エリア型)部活動の導入②休日の学校部活動を地域クラブ等へ移行③各種制度(指導者登録制度、団体登録制度)の整備
方向性 (その他)	【団体登録制度の整備】 ・活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を公募し、教育委員会事務局が審査を行った上で登録する。	【段階的移行】 長年培われてきた「教師・生徒・保護者の関係性」や「部活動の教育的意義」を承継させつつ、関係者の理解を得ながら段階的に移行をしていくことが望ましいことから、当面は、学校部活動をベースに学校と地域が緩やかに連携していく形で取り組む。	【施設の有効活用】 「地域クラブ活動」による学校施設利用のあり方を検討
	【費用負担の在り方】 ・「KOBE◆KATSU」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者(各家庭)が負担する。	【学校、保護者等への理解促進】 令和4年12月以降順次、中学校、モデル校、保護者、PTA、小学校等 への説明・周知を実施する。	【エリア制】 拠点校型(エリア型)部活動を導入し、北九州市立中学校の部活動数及び規模を適正化する。 ・複数校で部活動を運営する等、拠点校型(エリア型)部活動に整備 ・拠点校型(エリア型)部活動に整備しつつ、地域移行・地域連携を模索 ・令和6年度にモデルとして実証を行い、3年を目途に全市へ拡充
		【運営組織の整備】 令和5～7年度において、地域移行や移行後の運営面の中核を担う運営組織の検討・整備を実施する。 <具体的な役割> ◇指導者の発掘、確保、情報集約 ◇学校の相談受付、学校への指導者配置 ◇指導者の資質・能力向上のための研修会開催 ◇指導者への報酬、交通費等の支払い ◇生徒や指導者の傷害保険加入事務 ◇活動用具等の維持管理 ◇事務局の管理運営等	【指導者確保(人材バンク)】 ・登録型「人材バンク」を整備 ・学校部活動や地域クラブ活動等に対応 ・指導者の量を確保するとともに、質も担保
			【団体登録制度の整備】 ・「地域クラブ活動」に該当する団体の登録制度を整備 ・受け皿となる団体を確保するとともに、質も担保

	熊本市
推進計画／答申	協議会 最終答申(令和6年3月)
休日部活動の地域移行の方向性	
平日部活動の地域移行の方向性	
将来像	教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、学校部活動は今後も継続させる。令和9年度(2027年度)からの新たな学校部活動の開始を目指す。 【基本方針】 I 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る IV 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う
方向性 (その他)	【多様な志向を持つ生徒への対応】 生徒、保護者の多様なニーズに応えるため、親しむことや楽しむことを中心とした「チャレンジクラブ(仮称)」やこれまでになかった活動等の創設を可とする。各学校や地域の実情に応じ、生徒たちが主体的に活動するなど、多様な活動を体験できる場をつくる。
	【エリア制】 学校間によるペアリングを推進し、合同部活動等をモデル事業から実施する。その後、成果や課題の検証を行い、地域、学校の実情に応じて全市へ展開する。また、部活動数の適正化も行う。
	【指導者確保(人材バンク)】 学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るために、地域人材の登用や指導者の研修・育成等を行う人材バンクを設置する。
	【費用負担の在り方】 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)等の諸制度を参考として、公費負担と受益者負担の在り方を整理するとともに、経済的に厳しい家庭や多子世帯等でも参加できるように支援体制を構築する。

京都府
推進計画(令和6年3月)
休日における「学校部活動の新しい活動スタイル」の進捗状況等を検証し、更なる部活動改革を推進する。(令和8年度以降)
地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築について、まずは、休日における構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の構築に取り組むことを基本とする。
令和8年度以降、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。
【多様な志向を持つ生徒への対応】 生徒が、学校部活動以外にも地域クラブ活動を選択できるようガイドブックを作成する(令和8年度以降)
【施設の有効活用】 開放型地域クラブ以外の府立学校施設を活用したスポーツ教室等の実態を踏まえ、学校部活動の新しい活動スタイルの受け皿として中学生を支援する。(令和7年度以降)
【指導者確保(人材バンク)】 各関係団体や学校が指導者を発掘する手立てとして、人材バンクを設置・活用するための準備を進める。
【府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行】 府立高等学校附属中学校における休日の学校部活動の地域連携・地域移行を目指す。

本市の中学校休日部活動における実践研究事業（令和 6 年度）

京都市では、令和 5 年度から 7 年度を「改革推進期間」と位置づけ、中学校の休日部活動地域移行・地域連携の取組を進めています。
 なお、今年度の実績は 58 部活となります（令和 5 年度は 28 部で実施）。

1 取組の背景など

令和 4 年 12 月、国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が取りまとめられました。本ガイドラインでは休日の運動部活動の段階的な地域移行について、令和 5 年度から 7 年度を「改革推進期間」と位置付けたうえで、地域連携・地域移行に取り組み、可能な限り早期の実現を目指すことが示されています。

本市も国同様、令和 5 年度から 7 年度を「改革推進期間」と位置付け、成果と課題を検証しながら部活動の地域移行・地域連携の取組を推進します。

2 取組内容（令和 6 年 12 月現在） ※下記（１）～（５）の合計 58 部**（１） 民間事業者へ委託した実践（学校管理外）【継続・拡大】**

- ・実施校数 14 校 20 部活動
- ・委託期間 令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月（委託期間中、順次実施）
- ・委託内容 休日の部活動の地域移行に関する管理運営業務委託
- ・実施校等

学校	部活動
上京区の中学校	野球、卓球
北野中	男子ソフトテニス
朱雀中	卓球
松原中	卓球、女子ソフトテニス
八条中	女子ソフトテニス
久世中	女子バレーボール、男子バスケットボール
左京区の中学校	女子バレーボール
近衛中	男子・女子バスケットボール、女子ソフトテニス
右京区の中学校	男子・女子バドミントン
双ヶ丘中	女子バレーボール
松尾中	女子バドミントン
西陵中	女子バドミントン
伏見区の中学校	女子バレーボール
東山泉小中	卓球

（２） 大学と連携した実践（学校管理下）【継続・拡大】

- ・取組内容 大阪成蹊大学・びわこ成蹊スポーツ大学と連携し、休日に専門的指導ができる学生を顧問の補助として派遣します。
- ・実施校数 18 校 31 部活動
- ・実施期間 令和 6 年 7 月 20 日（土）～令和 7 年 2 月（委託期間中、順次実施）

・実施校等

学校	部活動
加茂川中	バドミントン、陸上
上京中	陸上
二条中	水泳
北野中	陸上、サッカー
朱雀中	サッカー
西ノ京中	陸上、女子バレーボール、女子ソフトテニス、野球、卓球
七条中	野球、卓球
八条中	野球
洛南中	陸上、卓球
岡崎中	陸上
高野中	陸上、男子バスケットボール
修学院中	卓球、サッカー
太秦中	男子ソフトテニス、女子ソフトテニス
嵯峨中	サッカー
桃陵中	陸上
洛水中	女子ソフトテニス、卓球
大淀中	男子ソフトテニス、女子バドミントン
凌風小中	野球

(3) 総合型地域スポーツクラブ K-style との連携 (学校管理下) 【新規】

- ・取組内容 京都市に拠点を置き、様々な種目の活動を行っている総合型地域スポーツクラブ※「K-style」と連携し、休日に指導者を顧問の補助として派遣します。
- ・対象校等 向島秀蓮小中(後期課程) 女子バスケットボール部 (1校1部活)
- ・実施期間 令和6年7月27日(土)～令和7年3月

※身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ(スポーツ庁ホームページより引用)

(4) プロバスケットボールチーム「京都ハンナリーズ」と連携(学校管理下) 【新規】

- ・取組内容 京都ハンナリーズからユースチームの指導者を派遣し、部活動の顧問とともに実技指導など部活動運営に関わりながら、生徒のニーズに即した活動の充実等に努め、効果的かつ持続可能な実践モデルの構築を目指します。
- ・実施校 松原中及び双ヶ丘中 男子バスケットボール部 (2校2部活)
- ・実施期間 令和6年11月23日(土)～令和7年3月
※1部活動につき実施期間中に10回程度の活動を予定。

(5) エリア制合同部活動 (学校管理下) 【新規】

- ・取組内容 隣接する七条中及び八条中の運動部が、休日に学校単位ではなく合同で部活動(学校管理下)を行うことで、指導体制を充実します。
また、生徒の活動に支障のない範囲で、指導者が交代で指導を行う等の方法により、指導者(教員等)の負担軽減も図ります。
- ・実施校 七条中及び八条中 (2校4部活)
- ・実施期間 陸上部 令和6年6月29日(土)～令和7年2月
野球部 令和6年7月20日(土)～令和7年2月

・実施校等

部活動名	陸上部（男女）	野球部（男女）
部員数※ ¹	七条中：40 名 八条中：61 名	七条中：18 名 八条中：13 名
活動場所	七条中運動場、又は八条中運動場（活動日により異なる）	
指導者数※ ²	5 名	6 名
指導体制	<七条中> 教 員 1 名（専門：跳躍） 部活動指導員 1 名（専門：長距離） <八条中> 教 員 2 名（専門：長距離、短距離） 部活動指導員 1 名（専門：ハードル）	<七条中> 教 員 2 名 部活動指導員 1 名 大学からの派遣 1 名 ※2(1) 参照 <八条中> 教 員 1 名 大学からの派遣 1 名
合同部活動のメリット	短距離、長距離、ハードル及び跳躍を専門とする指導者が揃い、きめ細やかな指導が可能になります。	3 年生引退後は、合同で活動することで、対戦形式の練習が可能になります。

※1 3 年生を含む人数。

※2 活動日によっては、指導者が記載人数を下回る場合があります。

（参考）陸上部の初回の合同部活動の様子 6 月 2 9 日（土）撮影



（参考）これまでの合同部活動との違いについて

本市では、平成 1 1 年度以降、部員数の減少によりチームが組めない、もしくは、試合形式の練習等実戦的な練習が十分にできない運動部を対象に合同で練習を実施する「合同部活動」を実施してきました（令和 5 年度 2 8 合同部で実施）が、今回の取組は、部活動の地域連携や地域移行に向けた取組の一つとして、部員数等に関わらず、エリア単位での合同部活動を行い、生徒にとって豊かな活動の実現や教員の負担軽減を目指すものです。

（参考）令和 5 年度の実践研究事業の取組状況（計 1 6 校 2 8 部活動）

① 民間事業者への委託

- ・実施校数：7 校 9 部活動
- ・委託期間：令和 5 年 7 月～令和 6 年 2 月（委託期間に順次実施）
- ・委託内容：休日の部活動の地域移行に関する管理運営業務委託

② 大学との連携

- ・実施校数：9 校 1 8 部活動
- ・実施期間：令和 5 年 8 月～令和 6 年 2 月
- ・取組内容：大阪成蹊大学、びわこ成蹊スポーツ大学と連携し、専門的指導ができる 学生を顧問の補助として派遣

③ Tリーグのプロスポーツチーム「京都カグヤライズ」との連携

- ・実施校数：1 校 1 部活動（西院中 卓球部）
- ・実施期間：令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 3 月
- ・取組内容：卓球指導者を顧問の補助として派遣。時折、プロ選手も派遣。

＜今後の予定＞

会議	時期	主な審議内容
第1回	令和6年1月29日	本市の現状、並びに望ましい部活動及び地域クラブ活動の将来像に関する意見交換
第2回	令和6年5月13日	望ましい部活動及び地域クラブ活動の将来像に関する意見集約
第3回	令和6年9月 5日	望ましい部活動及び地域クラブ活動の将来像の取りまとめ及びその将来像を踏まえた推進方針（素案）に対する意見聴取
第4回	令和6年12月2日	推進方針（案）に対する意見聴取

【変更前】

会議	時期	主な審議内容
第5回	令和7年1月 （予定）	推進方針（最終案）に対する意見聴取

【変更後】

会議	時期	主な審議内容
第5回	令和7年1月 （予定）	推進方針（案）とりまとめ
令和7年2月～3月（予定） パブリック・コメント実施 （意見募集期間 30 日以上）		
第6回	令和7年4月～5月 （予定）	推進方針（案）最終とりまとめ

京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）

令和 7 年〇月

京都市・京都市教育委員会

[目次]

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P
1 推進方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	P
2 これまでの学校部活動をめぐる動き・・・・・・・・	P
(1) 本市学校部活動の現状・取組	
(2) 国等の動き	
(3) 本市の取組	
(4) 京都府の取組	
3 子どものスポーツ・文化芸術活動にあたっての望ましい将来像と具体的枠組・・・	P
(1) 望ましい将来像（目指すべき姿）	
(2) 望ましい将来像を実現するための具体的枠組	
4 将来像実現に向けての基本的な考え方や諸課題並びに対応の方向性・・・・・・・・	P
(1) 基本的な考え方	
(2) エリア制地域クラブ活動（学校管理外）に関する検討すべき事項	
(3) 放課後活動（学校管理内）に関する検討すべき事項	
5 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・	P

<参考資料>

- ・「京都市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」委員名簿
- ・本検討会議における議論の経過

<本方針での主な用語>

表記	用法
学校部活動	学習指導要領上の部活動を指す。 学校が主な活動場所となっている場合が多いが、地域の施設等が主な活動場所となる活動も含む。 学校の教育課程外の教育活動に該当し、設置・運営は学校の判断により行われ、校長の管理監督下に置かれる。
地域クラブ活動	地域の運営団体（各地域クラブを総括する団体など）・実施主体（個別の地域クラブを実際に行う団体など）によるスポーツ活動及び文化芸術活動を指す。「地域スポーツクラブ活動」と「地域文化クラブ活動」を合わせた表記である。 学校の部活動が地域展開され、さらに生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しむことができる状態を指すが、もともと地域で行われてきた活動等も地域クラブ活動となり得る。 校長の管理監督下になく、学校の責任の範囲外で行われる活動となる。 【想定される運営団体・実施主体】 「地域スポーツクラブ活動」 総合型地域スポーツクラブ、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学、NPO法人、学校運営協議会、PTA、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など 「地域文化クラブ活動」 文化芸術団体、民間事業者、大学、NPO法人、学校運営協議会、PTA、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など
エリア制地域クラブ活動	上記地域クラブ活動のうち、中学校間の距離、校区等を考慮しながら、概ね3中学校区程度を一つのエリアとすることを基準として、原則、当該エリアの中学校に通学する生徒を対象とする地域クラブ活動。
放課後活動	主に平日放課後の校内で、学級や学年の枠を超えて様々なスポーツや文化芸術活動等を行いたい生徒の活動の場として、学校が主体（又は生徒主体）となって実施する活動。校長の管理監督下に置かれる。

※上記「学校部活動」及び「地域クラブ活動」の用法は「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（令和6年3月）（京都府教育委員会発行）を参考に作成。

※「エリア制地域クラブ活動」及び「放課後活動」の詳細はP14～P17に掲載。

はじめに

- 学校部活動は、生徒が興味関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性や能力を伸長し、目標に向かって粘り強く取り組む力や協調性など、社会性・人間性を育む経験を積み、生涯の友人も得ることができる教育活動として、学校現場に定着し多くの教育的効果をあげてきた。
- しかし、昨今の少子化により、市立中学校の生徒数は昭和25年以降のピーク（昭和37年度）から7割弱減少し、それに伴い、生徒の希望する競技や文化芸術活動ができる部活動が学校になかったり、少人数のために団体種目等では実践的な活動ができなくなったりするなど、様々な課題も生じてきている。また、学校における教員の働き方改革が求められる中、学校部活動が教員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることから、学校部活動改革は急務となっている。更に、かつては、校区の子どもたち同士がチームを組んで活動していた「地域クラブ」も、少子化のため、校区でチームを組むことが厳しくなり、チーム構成が広域化し、活動場所も制限されるなど、様々な課題を抱えているのが現状である。
- このような中、令和2年にスポーツ庁及び文化庁は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月 文部科学省）」において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、その後、部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- 国のガイドラインは、特に、中学校の学校部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したもので、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けて、学校部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされている。
- 本市としても、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取り組を進めていく必要があることから、令和6年1月に有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者の関係者からなる「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）を立ち上げ、議論を積み重ねてきたところである。
- 本市では、議論開始時から、休日を中心とした国の議論に縛られず、平日や休日を問わず、また学校部活動、地域クラブ活動を問わず、関係者が「望ましい将来像」の議論から始めたことが大きな特徴である。また、本市は、全ての学校に「学校運営協議会」を設置し、現在も地域の方が校内で活動するなど、地域と学校が密接な関係にあるほか、伝統芸能から演劇、音楽、現代アートまで、多様な文化が息づき、多くの芸術家が活動している。これら本市の特性を活かし、この推進方針では、既存の部活動の枠にとらわれず、「望ましい将来像」の本質を示し、それに近づくための具体的な対応策をあらゆる角度から議論・検証していくため、関係者として共通認識しておくべきことや重要な考え方をまとめたものであり、国のガイドラインで示されている「推進計画」にも該当するものである。
- 今後、関係団体や関係機関との緊密な連携のもと、在り方検討会議において、本方針を推進していくための具体的な年次計画を策定していくこととなるが、学校関係者だけではなく、スポーツ、文化芸術などの多くの関係者の方々、ひいては市民の皆様と共に、スポーツや文化芸術活動により社会全体が活気づくことを目指す。

1 推進方針策定の趣旨

- 本市が目指す望ましい将来像は、子どもたちのみならず、全ての市民が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる機会を確保するとともに、社会全体で子どもたちが多様な選択ができる居場所づくりの実現や関わる市民の出番づくりにも繋がるものであり、京都市の施策の基軸である「新しい公共」の概念と軌を一にするものである。
本方針は、この望ましい将来像の実現のために、今後必要となる地域クラブ活動を行う環境整備を進める上での基本的な考え方等を示すものである。
- また、本方針を元に、スポーツや文化芸術活動に携わる全ての関係者の方々の叡智を結集してより良い方法や具体的方策を検討し、今後、望ましい将来像の実現に向けて取り組むべき具体的内容を示す推進計画を策定する。
- 更に、本方針及び推進計画に基づく取組によって、子どもたちの成長につながる選択肢を拡大し、「京都市市民スポーツ振興計画」や「京都文化芸術都市創生計画（第二期）」を踏まえた本市スポーツ・文化芸術活動の振興により、更なる子育て環境の充実及び地域コミュニティの活性化を通じて京都ならではのまちづくりにつなげる。
- 本方針は、主に本市が設置する中学校（義務教育学校後期課程）の子どもたちの学校部活動及び地域クラブ活動を想定して策定したものであり、それ以外の学校の部活動についても、参考資料として提供する。

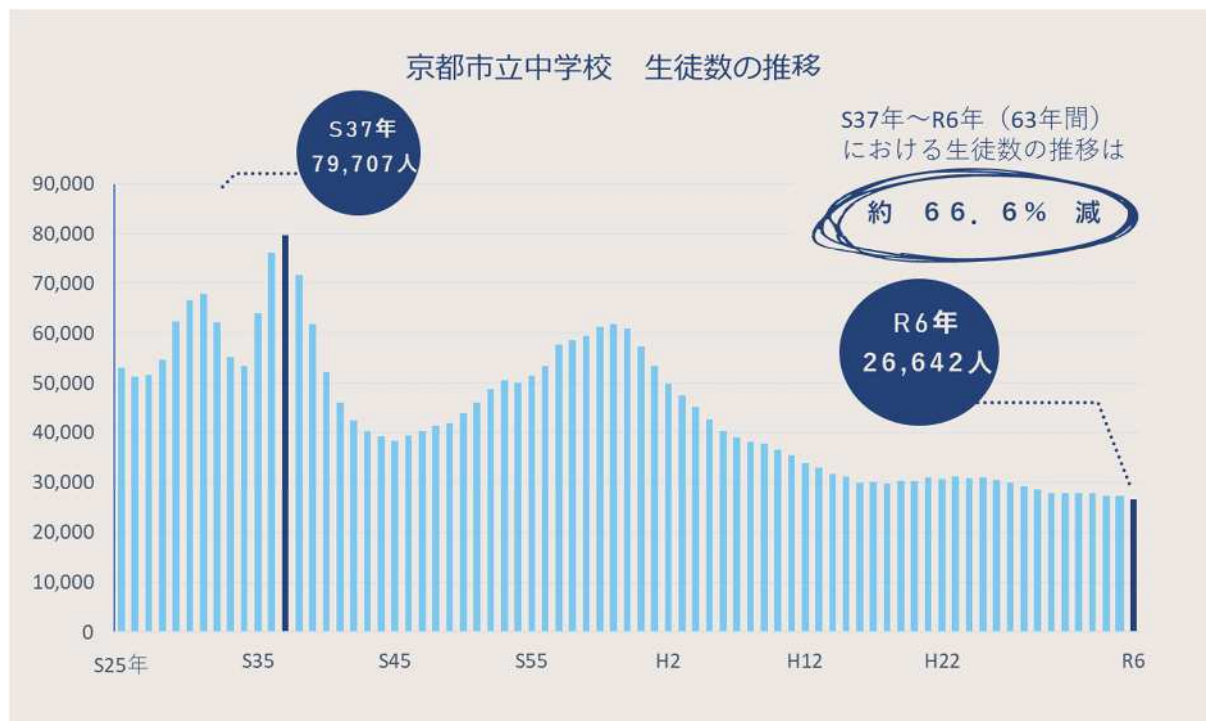
2 これまでの学校部活動をめぐる動き

（1）本市学校部活動の現状・取組

ア 令和6年度学校部活動数

（ア）学校数・生徒数

令和6年度 72校（義務教育学校含む）、26,642人



（イ）部数・加入率（令和6年度）

	部数	指導者	加入生徒数	加入率
運動部	792	1,390	15,492	58.1%
文化部	253	526	5,973	22.4%

(ウ) 競技別運動部数 (792 部の内訳)

No.	部活動名	部数 (部)	No.	部活動名	部数 (部)
1	陸上	110	11	柔道	24
2	バスケットボール	106	12	ラグビー	17
3	バレーボール	84	13	ハンドボール	17
4	ソフトテニス	82	14	ワンゲル	10
5	卓球	81	15	ソフトボール	9
6	野球	65	16	体操	5
7	サッカー	64	17	相撲	3
8	剣道	48	18	テニス	2
9	水泳	34	19	その他	3
10	バドミントン	28	部数		792

※男女別の部は、男女別でカウントして集計している。

(エ) 活動内容別文化部数 (253 部の内訳)

No.	部活動名	部数 (部)	No.	部活動名	部数 (部)
1	美術・工芸	64	11	演劇	3
2	吹奏楽	62	12	総合文化	3
3	家庭科	23	13	軽音	2
4	自然科学、科学・技術	21	14	文芸	2
5	パソコン	18	15	ボランティア	2
6	放送	18	16	将棋	1
7	園芸	11	17	華道	1
8	茶道	6	18	日本音楽	1
9	伝統文化	4	19	その他	8
10	合唱・コーラス・和太鼓等	3	部数		253

イ 本市における学校部活動改革の取組

(ア) 外部コーチ派遣事業 (昭和 59 年度～)

- ・実施内容 運動部顧問による技術指導が困難な運動部や合同部活動を実施する運動部などに対し、当該競技の技術指導に優れた指導者 (有償ボランティア) を派遣。外部指導者の扱いであり、引率は不可。
- ・単価 3, 007 円/回
- ・R5 実施校数 68 校 (中学校 61 校、高等学校 7 校)
- ・R5 総派遣回数 5, 600 回程度 (中学校 5, 000 回程度、高等学校 600 回程度)
- ・R5 実人数 197 人 (中学校 169 人、高等学校 28 人)

(イ) 吹奏楽技術指導者派遣事業 (平成 8 年度～)

- ・実施内容 吹奏楽部の技術指導が可能な教員が不足している学校へ、吹奏楽活動の指導経験が豊富な者等を技術指導者として、1 校につき年 40 回を超えない範囲内で派遣。(技術指導者の人選は校長が行う。) 外部指導者の扱いであり、引率は不可。

- ・単価 3,000円／回
- ・R5実施校数 40校
- ・R5総派遣回数 1,500回程度（R4以前の1,050回程度から予算を充実）
- ・R5実人数 56人（全て中学校）

（ウ）合同部活動について（平成11年度～）

- ・実施内容 部員数の減少により、チームが組めない、もしくは、試合形式の練習等実戦的な練習が十分にできない運動部を対象に合同で練習を実施する。
- ・R5実施状況 28合同部

（エ）合同チームについて（平成11年度～）

- ・実施内容 部員数が少ないため、単独で大会に参加できないチーム同士が、合同チームとして大会に参加できる制度。対象種目は8種目（軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ホッケー、ラグビーフットボール）
- ・R5実施状況 春季総合体育大会:5種目26チーム、夏季選手権大会:2種目16チーム、秋季新人大会:3種目10チーム

（オ）ブロック内選択制部活動（平成13年度～）

- ・実施内容 在籍校に希望する運動部がない場合、他校の運動部に参加できる制度
- ・R5実施状況 11種目69人
- ・中体連主催大会において受入校から団体種目での参加が可能（R5～）

（カ）部活動指導員の任用（平成30年度～）

- ・実施内容 教員の働き方改革を目的に、顧問（教員）に代わって生徒の指導や引率を行うことができる職員（会計年度任用職員）を配置。（スポーツ庁及び文化庁の補助金を活用。）主に運動部の各種競技と吹奏楽部、美術部に配置。
- ・単価 1,800円／時間
- ・R5実施校数 69校
- ・R5実人数 221人
[内訳]
中学校 64校207人（運動部169人、文化部38人）
高等学校 6校 14人（運動部 12人、文化部 2人）

（2）国等の動き

- 令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を全国に通知。令和5年度以降、段階的に学校部活動を地域に移行する方針が示される。
- 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定。
- 令和6年6月に日本中学校体育連盟が令和9年度から「全国中学校体育大会」の9競技を除外することを公表。
- 令和6年8月に、スポーツ庁及び文化庁が、部活動地域移行に係る課題整理や、改革推進期間終了後の令和8年度以降の地域クラブ活動への支援策等について検討する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を新たに設置。
- 上記実行会議の下に、地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ及び地域文化芸術活動ワーキンググループを置き、実証事業の取り組み状況等を踏まえた課題の整理や解決策、地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方、ガイドラインの見直しに向けた論点の整理等について検討を進めている。

（※方針策定段階での進捗を記載）

(3) 本市の取組

ア 実践研究事業

国の方針を受け、本市では令和3年度以降、学校部活動のうち、特に休日活動の運営について、民間企業が主体となって運営を行う取組（地域移行、学校管理外）や、教員の補助として大学、プロスポーツチーム及び総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣してもらう取組（地域連携、学校管理内）に関する実践研究事業を実施。

<実践研究事業の一覧>

年 度	区分 ※1	連携先	実施校数
令和3年度	移行	(株)リーフラス	1校 2部活
令和4年度	移行	(株)リーフラス	2校 4部活
	連携	大阪成蹊大学等	8校 13部活
令和5年度	移行	(株)リーフラス	7校 9部活
	連携	大阪成蹊大学等	9校 18部活
	連携	京都カグヤライズ	1校 1部活
令和6年度	移行	(株)スポーツデータバンク	14校 20部活
	連携	大阪成蹊大学等	18校 31部活
	連携	総合型地域スポーツクラブ	1校 1部活
	連携	京都ハンナリーズ	2校 2部活
	—	エリア制合同部活動 ※2	2校 4部活

※1 「連携」は地域連携による事業、「移行」は地域移行を示す。

※2 学校部活動の地域連携や地域移行に向けた取組の一つとして、部員数等に関わらず、エリア単位での合同部活動を行い、生徒にとって豊かな活動の実現や教員の負担軽減を目指すもの。

イ 実践研究事業の取組総括

(ア) 成果

- ・ 生徒から「難しい技術も分かりやすく教えてもらえる」、「外部指導者のおかげで上達し、試合に勝てるようになった」という声を聞くなど好評を得ており、生徒の技術向上に対するきめ細やかなニーズに対応することができた<学校管理内・外共通>。
- ・ 専門的な技術指導を任せることができる外部の指導者の存在は、教員の負担軽減に大きく寄与している。<学校管理内・外共通>
- ・ 特に、学校管理外での取組は教員が部活動に従事しないことになるため、教員の働き方改革にも資する。<学校管理外>

(イ) 課題

- ・ 平日と休日の運営者（指導者）が変わることで、引継ぎ事項等の打合せ時間を要することや、平日の指導を受け持つ教員が休日の生徒の様子も気になってしまうことから、教員も休日に活動を見学するといったことが発生していた。
- ・ 実践研究の費用負担を踏まえると、仮に全市の運動部活動約800部で実施する場合、膨大な予算が必要となる。

(ウ) 見出されたこと

- ・ 現在の休日学校部活動の学校管理外としての委託を全市に拡大していくには、膨大な予算と調整に伴う人的措置が必要であり、実施は現実的ではない。外部人材の人件費や運営に関する費用をどのように確保していくか、検討が必要。
- ・ 教員の意識面からも、平日・休日の活動の位置づけを分けるのではなく、将来的には、平日・休日の一体的な運営を検討し、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方を検討する方が良い。
- ・ 運営団体・実施主体に関して指導者を派遣する団体（企業、大学、地域スポーツ団体及び競技団体等）のニーズを踏まえて、今後のあり方を検討することが必要。
- ・ 少子化が進む中で、学校単位で担っていた部活動を、地域単位で捉えて、実施する競技や種目、種類を検討する視点が必要。
- ・ 文化部については、具体的な試行実施に至っていないが、文化部の種類による特性も踏まえて検討が必要。

ウ アンケート調査結果より

(ア) 生徒向けアンケート調査結果

＜調査対象等＞

日 程：令和5年8月24日～9月15日

対 象：市立中・義務教育学校の抽出校12校の1,2学年 約3,400名

回答数：2,291人（回答率68.0%）

見出されたこと

- ・ 現在、約半数の生徒が休日に学校部活動以外で何らかのスポーツ・文化芸術活動をしている（学習塾や家庭教師に教わる勉強は除く）。地域クラブ活動を希望する生徒の中には、専門的な指導を受けたい生徒がいる（41%）一方で、専門性よりも楽しさを求める生徒もおり（25%）、生徒の意向も多様である。「競技力志向」や「レクリエーション志向」等、子どもの多様な志向に対応できる仕組みづくりが必要。
- ・ 生徒向けのアンケート調査における「今後、休日の部活動の地域移行に伴い、休日に学校の部活動が実施されなくなった場合、新たに地域クラブ活動でスポーツ・文化芸術活動をしますか」の質問に「わからない」及び「無回答」が全体の6割を占める結果が示されており、多くの生徒は学校部活動や地域クラブ活動の将来像について十分なイメージができていない。子どもたちによりわかりやすく、丁寧に伝えていくことが必要。

(イ) 教職員向けアンケート調査結果

＜調査対象等＞

日 程：令和5年7月19日～8月4日

対 象：中学・義務教育学校の主幹教諭・指導教諭・教諭・常勤講師等、約2,000名

回答数：1,358人（回答率69.9%）

見出されたこと

- ・ 多くの教員が活動日（平日・休日）や専門性に関わらず負担が大きいと感じており、地域移行後は、休日の指導は望んでいない。一方で、約3割の教員は今後も休日に指導者として関わる意向がある。教員の負担軽減を進める必要がある一方で、指導者として関わる意向のある教員についても地域クラブ活動で関わることをできるよう兼職兼業の考え方の整理が必要。

(ウ) 地域スポーツ団体向けアンケート調査結果

＜調査対象等＞

日 程：令和５年５月～７月

対象及び回答数・回答率）：

(1) 地域スポーツ団体の各チーム等〈団体〉

- ・ 回答数 115 〈以下内訳〉
- ・ 競技団体加盟の市内各チーム等：回答数 81
- ・ 京都市スポーツ少年団の各チーム：回答数 29 （回答率 17％）
- ・ 市内の各総合型地域スポーツクラブ：回答数 5 （回答率 5.6％）

(2) 京都市体育振興会の各クラブ〈団体〉

- ・ 回答数 591 （回答率 38％）

(3) 京都市スポーツ推進委員〈個人〉

- ・ 回答数 204 （回答率 40％）

目的

地域スポーツ団体に対し、活動の現状のほか、各団体活動への中学生の受入れ拡大や新規受入、各指導者による中学校運動部活動指導について、意向と課題などを把握するため、実施したもの。

回答内容 主な意見について（自由記述で共通して回答があったものを抜粋）

○全体、運営

- ・ 地域の生徒達を地域で育てることが大切
- ・ 子供達が地域で育ってよかったと思えること、楽しかったと思えること
- ・ 指導者、管理者、保護者等の大人達がきちんとコミュニケーションを取っていく事
- ・ 責任の所在の明確化
- ・ 地域によって不公平が生じないように欲しい

○活動内容

- ・ 学校の枠や勝利至上主義にとらわれないこと、多様なスポーツ体験の提供
- ・ 競技レベルに差があると参加出来ない生徒が出てくるため、レベルに合ったクラブを自由に選べる工夫が必要
- ・ 一つのスポーツ種目だけでなく、様々な種目に挑めるような環境作り

○指導者

- ・ 質確保のための指導者育成
- ・ ボランティアを前提としないこと
- ・ 指導者の立場向上・報酬の適正化

○活動場所

- ・ 学校施設の積極的な開放
- ・ 競技の性質に適した活動場所の確保、行政区ごとに活動拠点を作ってはどうか
- ・ 場所や施設の確保とともに利用調整するコーディネート的なキーマンが必要だと考える

<留意事項>

- ・ 中学生を活動対象としていない団体や中学校部活動に従事していない指導者においては、新規受入・新規参画に大きなハードルを感じられている一方で、既に中学生を対象としている団体については、受入の拡充に前向きな意見が多かった。
- ・ しかし、前提として、本アンケートの依頼に先立ち、各団体に「学校部活動と地域クラブ活動」にかかる今般の国の動向や、本アンケートの趣旨・目的を説明させていただいたところ、既に知識や思いをお持ちの団体から、そういった動きを初めて聞いたという団体まで様々であった。
- ・ このため、調査段階（令和5年5月～7月）において既に意識の高かった団体がより積極的に本アンケートに御協力いただいた可能性もあるものと推察されることには留意が必要。

（４）京都府の取組

- 令和3年度から有識者による検討委員会を設置し、学校部活動の地域連携・地域移行について検討を重ね、令和6年3月に、「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」を策定された。
- 本市においては、国のガイドライン（令和4年12月）及び京都府の推進指針（令和6年3月）を参考にしつつ、本市独自の推進方針について検討を重ねた。

<京都府の推進指針のポイント>

- ・ 地域連携・地域移行の方向性や手順、実践研究の成果や学校部活動・地域クラブ活動の活動指針等を盛り込み、京都らしい在り方とより丁寧なガイドラインを「推進指針」と位置付け、各地域が実情に応じた方針等を作成するための参考として示すもの。
- ・ 「学校部活動の地域連携・地域移行」を「学校部活動からの新しい活動スタイル」と捉え、この新しい活動の目指す方向性の総称を「京都モデル」として打ち出す。

3 子どものスポーツ・文化芸術活動にあたっての望ましい将来像と具体的枠組

- この「望ましい将来像（目指す姿）」は、子どもたちはもとより、スポーツや文化芸術に関するすべての関係者や市民の皆様に、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを通して、ウェルビーイングやまちづくりの実現に資するという共通の認識とし、共に取組を進めていただくために示すものである。
- また、現行の学校部活動の運営団体・実施主体を学校から地域に移行するというのではなく、学校部活動が担ってきた生徒の放課後の居場所や、主体的な活動への参加、自らの技能の向上や大会等での好成績を目指した切磋琢磨という多様な役割・機能について、それぞれの役割をどのような形（実施主体や地域的な単位等）で継承するのが望ましいかについて、丁寧に議論を重ね、目指す方向として本方針を示すこととした。

（１）望ましい将来像（目指す姿）

ア 子どもたちの視点

- ・ 通学する学校の状況や家庭の経済状況に左右されず、専門的な指導者のもとで、継続的に自分のやりたい活動ができる。
- ・ 小学校から地域クラブ活動に取り組んでいる子どもは、同じ活動を継続できる環境がある。
- ・ 平日・休日問わず、特定の競技や種目・活動だけでなく、ニュースポーツや京都ならではの多様な文化・芸術活動を含め、様々な種類の活動がメニュー化され、「競技力志向」や「レクリエーション志向」といった、各自の志向（ニーズ）に応じて主体的に選択し参加することができる。
- ・ これまで学校部活動が担ってきた放課後の居場所や、楽しく活動できる場が放課後の校内にもある。

イ 学校、教員の視点

- ・ これまでの部活動指導での負担が軽減される。
- ・ 教員が教員でなければできない業務に専念できることで、学校教育活動の質的向上に繋がる。
- ・ 教員が希望すれば、本人に身近な地域（居住地や在籍校の所在地等）等で、地域クラブ等での指導者としても参加できる。
- ・ 学校が、地域クラブ活動の拠点の一つとして有効に利用され、子どもたちの放課後や休日の居場所が充実する。

ウ 地域クラブ活動を主催・運営する団体の視点

- ・ 地域クラブ活動は、地域住民はもとより、地域クラブ活動を実施する団体に所属していた子どもが、将来的に指導者となるなど、幅広い世代に対して生涯を通じた生きがいをづくりの機会を、安定して継続的（持続可能性）に提供できる。
- ・ 新たに子どもたちが各学区の体育振興会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体に参加することにより、団体の活動の活性化に繋がる。
- ・ 平日・休日に関わらず、教育活動に支障がない範囲で、学校施設（グラウンド、体育館、実習室や和室など）を活用して、地域に根差した活動ができる。

エ 指導者を希望する方の視点

- ・ 指導者として活動したい方が、本取組を契機に、活躍の場が充実する。
- ・ 指導者として必要な資格を取得するための環境整備が整うとともに、中学生をはじめ多世代への指導を通して、指導者自身の指導力向上に繋がる。

オ 地域の視点

- ・ 「大学のまち」、「多様な文化芸術」等、京都市の強みやポテンシャルを活かし、子どもたちのニーズに応えられる環境が整えられることで、子どもたちのみならず地域住民の参加機会も拡充される。
- ・ 地域クラブ活動の活動拠点が学校や地域にとって身近な場所となり、地域に根差した取組として、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流する場が創出されることで、地域コミュニティの活性化に繋がる。
- ・ 地域が一体となり、誰もがより身近にスポーツ・文化芸術活動に触れ、取り組むことで、更なるスポーツ及び文化芸術の振興に繋がる。

＜上記5つの視点を踏まえた、「望ましい将来像（目指す姿）」の総括＞

- 子どもたちが、平日・休日問わず、ニュースポーツも含む様々なスポーツや文化芸術活動等の中から、複数の活動を経験できるような環境づくりを通して、技能等向上を目指す目的かレクリエーション的な目的かといった子どもたちの志向等に応じながら、継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会がある。
- 大学のまち、文化芸術のまち等の京都の強みを生かした新たなかたちでのスポーツ活動、文化芸術活動ができる環境を整備することにより、少子化が進む中においても両活動への参加人口の維持・拡大、競技力の向上や文化芸術の振興が図られ、将来にわたって持続可能な、地域社会に根差したスポーツ、文化芸術活動の拠点がつくられる。
- 学校が、地域の多世代の人々のスポーツや文化芸術活動の拠点となることで、地域コミュニティが活性化され、地域指導者の活躍の場が広がる。指導を希望する教員が地域指導者として参画するとともに、教員としての業務にも専念できる環境がつけられ、学校教育活動の一層の質の向上に繋がる。

(2) 望ましい将来像を実現するための具体的枠組

上記(1)に掲げる望ましい将来像の実現を目指し、現在、実施している学校部活動を、学校部活動が担ってきた目的・役割も踏まえながら、発展的に解消し、子どもたちが平日・休日問わず、その志向(競技力志向やレクリエーション志向など)に応じて、多様なスポーツや文化芸術活動、STEAM等の活動の中から、主体的に選択できるよう、学校管理外での「エリア制地域クラブ活動」(①)と、学校管理内での学校・生徒主体の「放課後活動」(②)とする。

① エリア制地域クラブ活動(学校管理外)

中学校間の距離、校区等を考慮しながら、概ね3中学校区程度を一つのエリアとすることを基準(※)として、原則、当該エリアの中学校に通学する生徒を対象とする地域クラブ活動の実施主体において、競技力・技術力向上やスポーツ・文化芸術活動に親しむ・楽しむことを目的として実施する活動。

※競技や内容により、市内全域や行政区等、柔軟にエリアを設定する場合もある。

- ・ エリア制地域クラブ活動の実施主体は民間団体等が担い、学校管理外での活動とする。
- ・ エリア制地域クラブの整備に当っては、既存の地域クラブに広く参画を呼び掛けるとともに、関係者による協議のうえ、エリアごとに必要となる新たな団体の整備を図るなど、今後の具体的な制度設計や推進計画作成の段階で、詳細を検討する。また、教員がエリア制地域クラブの指導者となる場合の兼職兼業のあり方や「大学のまち」とも呼ばれる多くの大学生の力等、その強みを生かした京都市ならではの在り方等についても具体的検討を進める。
- ・ なお、本方針では、平日・休日の部活動の在り方を一体的に検討することとしているが、エリア制地域クラブの整備については可能な部分から開始し、漸次、拡大していくこととする。

② 放課後活動(学校管理内)

主に平日放課後に、文化系で学校行事や教科教育と密接に関連した活動を行っている部活動(例：放送、美術、英語など)に興味関心のある生徒の活動の場の継続や、様々な理由で地域クラブ活動には参加しないものの、放課後に校内で学級や学年の枠を超えて様々なスポーツや文化芸術活動を行いたい生徒の活動の場として、学校が主体(又は生徒主体)となって実施する活動。

- ・ 放課後活動を実施する際は、例えば、生徒が主体的に活動を企画し、その活動を教員や外部指導者が伴走的に支援することも考えられる。
- ・ 活動する目的、内容及び期間等は、生徒の希望や学校の実態等を踏まえ、例えば、各校で生徒とも話し合いながら設定することとする。その際、必要に応じて、季節や学期ごとに内容を設定したり、スポーツ系と文化系の活動も同時に取り組めるようにしたりする等の工夫について検討する。

(3) 実施時期

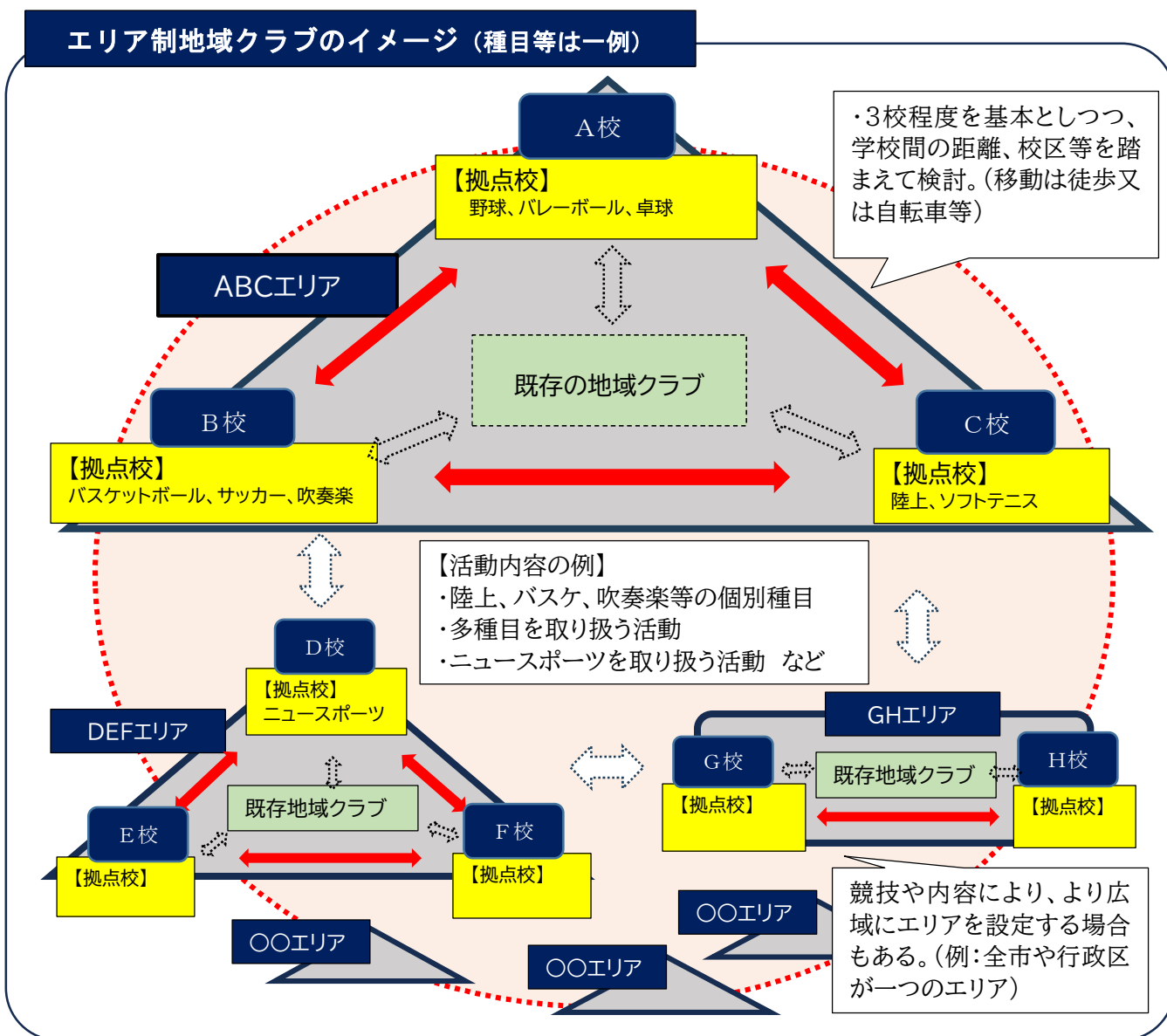
国においても、新たな地域スポーツ・文化芸術活動の創造と部活動改革を実行するための、今後の方向性や総合的な方策を検討するために令和6年8月に「地域スポーツ・文化芸術創造

と部活動改革に関する実行会議」が設置され、現行の国のガイドライン見直しのための論点整理や令和8年度以降の地域クラブへの支援方策等について検討が進められるとともに、次期学習指導要領の改訂に向けた有識者会議での論点整理が公表される等、本市方針の検討と並行して、様々な議論が進んでいる。（※方針策定段階での進捗を記載）

また、本市においても、令和9年度に全国中学校体育大会が京都を含む近畿ブロックで行われることが既に決定され、開催に向けた準備が進むとともに、令和10年度中には、中学校での全員制給食が実施される予定で、全員制給食の実施に伴う時間割の大幅な見直しと放課後時間への影響が見込まれる。こうした国及び京都市立中学校の現状を踏まえ、令和9年度までは現行の学校部活動の枠組みを基本的には維持しつつ、実践研究を進めた上で、令和10年度から、競技や活動内容ごとに、エリア制地域クラブ活動を順次実現することを目指す。

本方針を具体化するための年次計画など「推進計画」については、今後、在り方検討会議において丁寧に議論し、関係諸団体等とも連携して、令和7年度中の策定を目指す。

エリア制地域クラブのイメージ（種目等は一例）

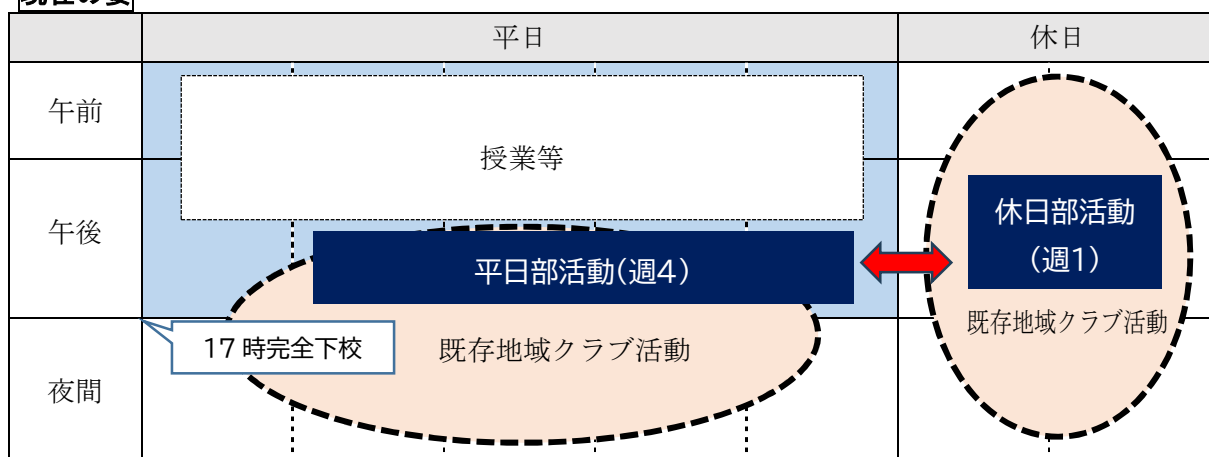


【エリア制地域クラブ活動と放課後活動の比較表】

	エリア制地域クラブ活動（学校管理外）	放課後活動（学校管理内）
目的	競技力・技術力の向上 スポーツ・文化芸術に親しむ（を楽しむ）	生徒の放課後の居場所づくり 異学年交流 スポーツ・文化芸術に親しむ（を楽しむ）
実施主体	地域・民間団体等	学校（・生徒）
指導者	地域指導者（教職員の兼職兼業も想定）	教職員、外部指導者
対象者	原則、エリア内にある学校の生徒	当該校の生徒
内容	【想定】 ・ 陸上、バスケットボール、野球、サッカー、吹奏楽、茶道、華道などの個別競技（種目）を取り扱う活動 ・ 多種目を取扱う活動 ニュースポーツを取り扱う活動 など	生徒のニーズを踏まえ学校が設定 【取組例】 ・ 季節に応じて内容を決定したり、生徒が仲間と共に主体的に活動したりできる取組を設定したりすることを想定。 ・ 体育館、グラウンドを開放して生徒が自主的に行う活動含む。
活動日	平日・休日	生徒のニーズ等に応じて設定（平日）
費用	原則本人負担（費用支援の仕組みを検討）	原則不要（用具等の実費のみ負担）

【イメージ図】 スポーツ・文化芸術活動の環境の変化

現在の姿



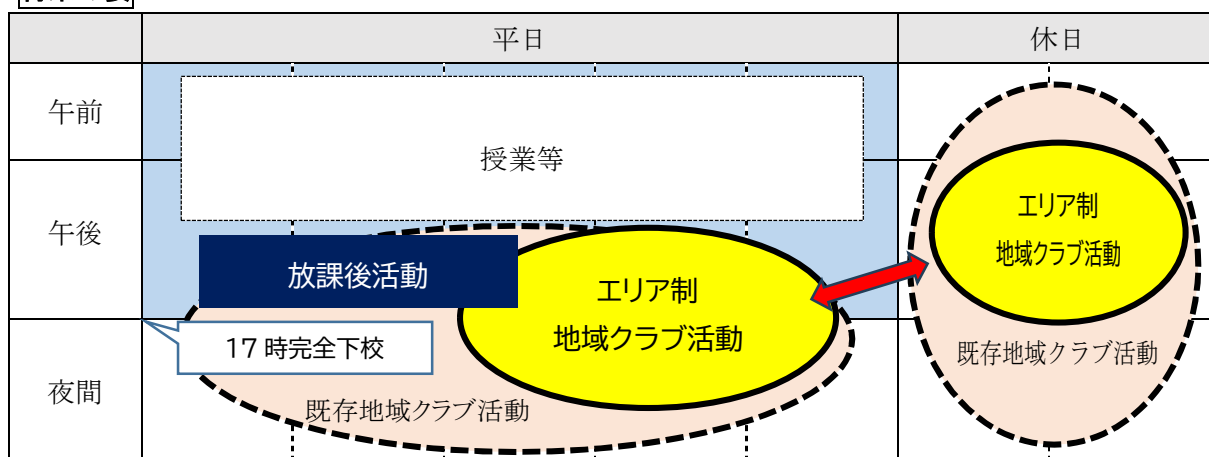
【部活動】（生徒が自主的に参加、用具等の実費負担あり）

・学校教育活動として校内で実施。多くは特定の競技等を一つ選択し3年間通して参加。

【既存地域クラブ活動】（生徒が自主的に参加、会費＋用具等の実費負担あり）

・学校外に設置。総合型や競技ごとなど様々な種類・内容あり。

将来の姿



【エリア制地域クラブ活動】（生徒が自主的に参加、会費＋用具等の実費負担あり）

・エリア内（自校又は近隣校）で実施。生徒のニーズを踏まえて設定。

【既存地域クラブ活動】（生徒が自主的に参加、会費＋用具等の実費負担あり）

・学校外に設置。総合型や競技ごとなど様々な種類・内容あり。

【放課後活動】（生徒が自主的に参加、用具等の実費）

・学校教育活動として校内で実施。生徒のニーズを踏まえ様々な内容の活動を想定。

子どもから見た具体的な変化

- 学校に入りたい部活動がない場合、これまではあきらめるか、別の部活動に入るか、区外の既存地域クラブに入っていたが、今後は学校（近隣校）に「エリア制地域クラブ」が新設され、「放課後活動」を含め、選択の幅が広がり、やりたい活動ができるようになる。
- これまで部活動では、専門的な指導が受けられないこともあったが、「エリア制地域クラブ」では、専門的な指導が受けられるようになる。
- 一つの競技・内容だけでなく、自分の興味関心に応じて、「放課後活動」や「エリア制地域クラブ」を組み合わせることにより、様々なスポーツや文化芸術活動を広く体験できるようになる。
- これまで部活動では、基本的に同一の競技・内容等を3年間継続していたが、「放課後活動」は、好きな時に、興味関心がある内容のことだけでも、気軽に参加でき、スポーツ・文化芸術活動等に会える機会が広がる。

4 将来像実現に向けての基本的な考え方や諸課題並びに対応の方向性

(1) 基本的な考え方

- ・ 上記3で示した「望ましい将来像（目指すべき姿）」の実現には、様々な検討すべき課題があるが、子どもファーストの視点で、あらゆる可能性を検討し、できるところから着手し、必要に応じて修正しながら取り組む。
- ・ 改めて「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」との市民意識の醸成を図り、子どもたちに関わる全ての関係者（学校・家庭・地域）がそれぞれの役割を果たすとともに、市民の「居場所づくり」や「出番づくり」にも繋げる。
- ・ 多様なプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組むことで、子どもたちのみならず市民を対象としたスポーツ・文化芸術活動全体の振興を図る契機とする。

(2) エリア制地域クラブ活動（学校管理外）に関する検討すべき事項

ア エリアごとに整備する地域クラブ活動の実施主体など

- ・ エリア制地域クラブ活動の実施主体の候補としては、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、大学、民間企業、NPO法人、プロスポーツ団体、学校運営協議会など、様々な団体が考えられるが、各団体等のエリア制地域クラブ活動への参加意向の把握等による、必要な活動環境の確保に向けた検討を行う。
- ・ 上記の候補組織では十分な活動環境を整備できない場合や指導者確保等に関する総合的なコーディネートを行うための、運営団体設置の検討を行う。
- ・ 本市の特徴である「地域の子どもは地域で育む」という伝統のもとでの学校運営協議会や、「大学のまち」とも呼ばれる多くの大学生の力等、その強みを生かした京都市ならではの在り方の検討を行う。

イ 指導者

- ・ 大学のまち京都の特性を生かした指導者の確保方策（人材バンク等）や、希望する教員が地域クラブの指導者となる場合の兼職兼業の規定整備等の検討を行う。
- ・ 子どもたちの多様なニーズに応え、子どもたちが安心して指導を受けることができるための研修実施等の検討を行う。
- ・ 新たな指導者の養成に向けた仕組みづくり等の検討を行う。

ウ 活動内容

競技力志向の活動だけでなく、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション的な活動も選択できるよう、子どもの志向や体力等の状況に適した多様なメニューを、指導体制に応じて段階的に確保する。

そのためには、子どもたちの志向（ニーズ）の把握や既存の地域クラブ活動の実態把握が必要なことから、小中学生に対するアンケート調査や、既存の地域クラブ活動の実施主体について、活動状況をはじめ指導体制等の基本的事項に関する調査を行い、環境づくりに向けた課題整理を進める。

エ エリア制地域クラブ活動に係るガイドラインの検討

現行の京都市立中学校部活動ガイドラインの主旨も踏まえつつ、エリア制地域クラブ活動に参加する子どもたちや指導者にとって、安全で充実した活動となるためのガイドライン策定に関する検討を行う。

オ 活動場所

- ・ エリア制地域クラブ活動のための、学校体育施設開放事業や学校コミュニティプラザ事業の状況も踏まえた、学校施設の積極的な活用に向けた方策の検討を行う。
- ・ エリア制地域クラブ活動に参加する子どもの移動手段の検討を行う（通学時点からも含む）。

カ 保護者等の経済負担の軽減

- ・ エリア制地域クラブ活動においては、子どもたちが安心して安定的に参加できる持続可能な活動環境を維持するために、指導者への適切な報酬等の運営に必要な経費を、参加者が負担することになることから、家庭の経済状況に関わらず、希望する子どもたちが参加できるための公費負担の在り方等の検討を行う。
- ・ 引き続き、国に対しても、子どもたちの多様な活動の場の確保の観点から、国として必要な財源支援を行うよう要望を行う。

キ 民間企業等との連携

今後の学校部活動の方向性については、民間企業などの各種団体においても関心を寄せるところが多い。指導者派遣や活動場所の提供をはじめ、資金面でのサポートなど多面的な協力を仰ぐことができる可能性に鑑み、各種団体との連携の在り方を模索する。

ク 大学等との連携

大学のまち京都の特性を生かし、指導者派遣や指導者人材バンクへの登録等で、大学等と連携強化を進めるとともに、運営団体・実施主体としての可能性についても連携して研究する。

(3) 放課後活動（学校管理内）に関する検討すべき事項

- ・ 生徒のニーズを踏まえ、学校が設定する活動であり、各校においては、教職員間で取組への共通理解を図りつつ、例えば、生徒との対話等を通して、実施する活動の検討を行う。
- ・ 学校教育活動ではあるが、従前の学校部活動と同様に、必ずしも教員が指導しなければならない業務ではないため、外部指導者の確保に向け、外部指導者の身分及び謝金等の検討を行う。

5 今後の進め方

- ・ 運動部と文化部について、内容、休日の活動の有無、指導者の専門性など、それぞれに特色があるため、今後の推進計画や詳細な制度設計の際は、特性に応じて検討していく必要がある。上記4の課題への具体的な対応方策を盛り込んだ推進計画の策定は、令和7年度中を目途とするが、計画の試行・実践研究を通じて発生した課題や新たに把握した状況に応じて、適宜、見直しを行いながら取組を進めることとする。